

認知症の人や、判断能力が不十分な人へのサービス

認知症行方不明者等 SOS ネットワークシステムへの登録

認知症などで所在不明となった高齢者等を協力機関と連携し、早期発見・早期保護を図ります。

サービスの内容

○認知症の高齢者等の身体的特徴や写真などの情報をあらかじめ登録しておくことで、万一、行方不明となった場合に、警察と行政機関や交通機関、地域ネットワークの協力機関等と連携し、行方不明の情報提供・情報共有を行い、早期発見・早期保護を図る仕組みです。

サービスを利用できる人

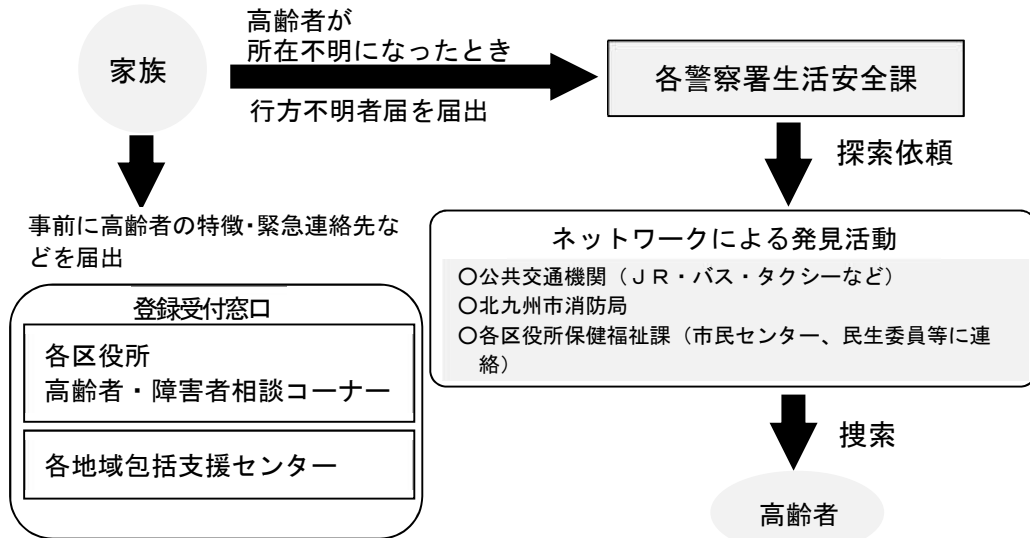
○行方不明になる可能性がある認知症の人の
 ・家族 ・成年後見人（保佐人、補助人） ・主たる介護者（身寄りがない場合）

費用(自己負担額)

○無料

利用方法

○高齢者・障害者相談係または地域包括支援センターにお申込みください。



問合せ	各区役所高齢者・障害者相談係、各地域包括支援センター	P.102・裏表紙参照
-----	----------------------------	-------------

認知症高齢者等位置探索サービス

GPS 専用端末を使用した位置情報探索システムにより、認知症高齢者等の安全確保を図ります。

サービスの内容

- 認知症の高齢者等が GPS 専用端末を持っておくことで、万一、所在不明になった時に、家族などが位置情報を探索できるサービスです。

サービスを利用できる人

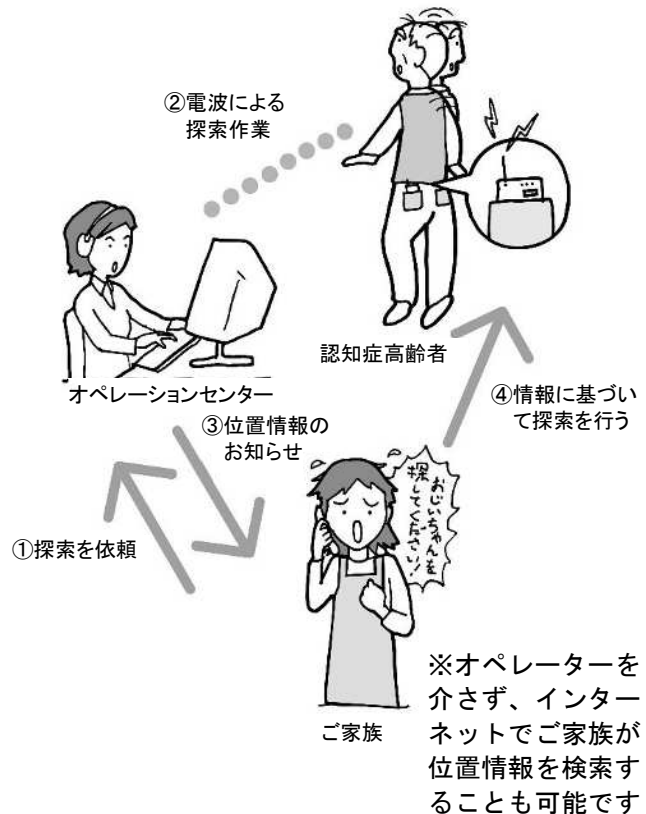
- 介護保険の要介護認定において要介護者または要支援者と認められた認知症の人で、行方不明になる可能性がある人を介護している家族
- ※介護保険施設、養護老人ホームなどに入所、又は病院に入院している人の家族は利用できません。

費用(自己負担額)

- 利用者負担額や探索料金の詳細については、随時お問い合わせください。

利用方法

- 高齢者・障害者相談係または地域包括支援センターにお申込みください。本人や家族の状況などを検討した上で、利用の決定を行います。



問合せ	各区役所高齢者・障害者相談係、各地域包括支援センター	P.102・裏表紙参照
-----	----------------------------	-------------

北九州市見守りシール

二次元コードラベルを利用したシステムで、認知症等による行方不明者の発見から保護、帰宅までを安全にサポートするものです。

サービスの内容

- 認知症などで行方不明になった際、衣服等に貼った二次元コードが読み取られると、保護者へ瞬時に発見通知メールが届きます。発見者は、二次元コードを読み取ると、ニックネームや注意すべきことなど対応方法がわかります。



サービスを利用できる人

- 介護保険法における要支援者・要介護者に該当する方を介護している家族など
- (注) サービスご利用の際は伝言板のやり取りができる、スマートフォン等が必要になります。
- (注) 市内にお住いの在宅の方がシール貼り付けの対象になります。
- (注) 介護保険施設、養護老人ホームに入所、又は病院に入院している方が対象の場合は利用できません。

費用(自己負担額)

- 無料(耐洗ラベル40枚、蓄光シール10枚)
- (注) シールの追加や再発行は、有料

利用方法

○以下の URL から北九州市電子申請システムにログインの上、インターネットよりお申込みいただくか、お問合せください。

<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/mimamori>



問合せ	保健福祉局 認知症支援・介護予防課	電話 582-2063
-----	-------------------	-------------

認知症等身元不明者一時保護事業

認知症などで保護された高齢者等が身元不明の場合に、特別養護老人ホーム等で一時的に保護し、高齢者等の安全の確保を図ります。

サービスの内容

○特別養護老人ホーム等で身元不明の高齢者等を一時的に保護します。保護期間は原則 7 日間。支援体制が整うまで 30 日を限度として延長可能。

サービスを利用できる人

- 北九州市内で保護された高齢者等のうち、
- ・身元が不明な者
 - ・単身で帰宅することが困難な者
 - ・家族等が遠方に居住しているなど、引き取りまでに時間を要する者

費用

○利用者負担額については、随時お問い合わせください。

一時保護施設

○特別養護老人ホーム等

問合せ	保健福祉局 認知症支援・介護予防課	電話 582-2063
-----	-------------------	-------------

ものわすれ外来

認知症についての不安や心配がある人が気軽に相談・受診できる認知症サポート医のいる医療機関です。様々な診療科があるため、本人にとって受診しやすいところを選ぶことができます。

サービスの内容

○「ものわすれ外来」協力医療機関で、認知症やその周辺疾患に詳しい医師が診察し、相談を受けます。必要により、専門の医療機関の紹介を行い、社会資源の利用を一緒に考えます。

サービスを利用できる人

○「最近ものわすれがひどくなった」「自分は大丈夫だろうか」と心配や不安のある人、あるいは、周囲からすすめられた人など、どなたでも気軽に受診できます。

費用(自己負担額)

○医療保険等による自己負担額

利用方法

○それぞれの診療機関の体制上、予約や紹介状が必要なところがありますので、必ず事前に医療機関に電話で確認のうえ受診してください。

○かかりつけ医のある人は、できるだけかかりつけ医からの紹介状を持って受診することをお勧めします。紹介状があることで、検査や診断、医師同士の連携が滞りなく進むのに役立ちます。

※『「ものわすれ外来」一覧』はホームページからご確認いただくか、お問合せください。



問合せ	保健福祉局 認知症支援・介護予防センター	電話 522-8765
-----	----------------------	-------------

認知症疾患医療センター[地域型・連携型]

認知症の専門医療機関として、認知症についての医療福祉相談を行う電話相談窓口を設置しています。初診前相談や医療機関紹介も行っています。

サービスの内容

- 認知症に関する専門医療相談や医療機関への紹介を行います。
- 鑑別診断とそれに基づく初期対応、合併症、行動・心理症状への初期診断・治療を行います。
- 「地域型」は入院対応を行う場合もあります。
- 「連携型」は、状況に応じて往診を実施する場合もあります。
- 認知症医療に関する情報発信をします。
- 介護等関係機関との連絡調整を行うとともに、介護サービス情報の提供と相談に関する対応を行います。

サービスを利用できる人

- 「最近ものわすれがひどくなった」と心配な人、かかりつけ医やものわすれ外来から紹介された人、地域包括支援センターから受診を勧められた人等
- 医療、介護、福祉関係者等

費用(自己負担額)

- 相談については無料
- 診療については医療保険等による自己負担額

利用方法

- 診療は予約制です。かかりつけ医等からの紹介による場合は、できるだけ、かかりつけ医からの紹介状をもって受診してください。
- 相談員への相談は、原則として予約制です。

相談窓口

[地域型]

- 小倉蒲生病院
小倉南区蒲生 5 - 5 - 1 (電話 963-6541)
- 産業医科大学病院
八幡西区医生ヶ丘 1 - 1 (外来予約 電話 691-7666 専門電話相談 電話 603-1611(内線 5246))

[連携型]

- たつのおとしごクリニック
八幡東区大蔵 3 - 2 - 1(電話 652-5210)
- 三原デイケア+クリニック りぼん・りぼん
小倉北区宇佐町 1 - 9 - 30(電話 513-2565)
- かん養生クリニック
小倉南区湯川新町 3 - 7 - 1 (電話 931-1101)

問合せ	保健福祉局 認知症支援・介護予防課	電話 582-2063
-----	-------------------	-------------

地域福祉権利擁護サービス

日常的な金銭管理や財産管理について、自己の判断で適切に行うことが困難である高齢者や障害のある人などに、生活支援員が金銭管理や福祉サービスの手続援助等のサービスを行います。

サービスの内容

○【相談時間】月曜日～金曜日 8:30～17:00

財産保管サービス	次のものをお預かりし、金融機関の貸金庫に安全に保管します。 ○定期性預貯金証書 ○有価証券(株券、債券等) ○証書(保険証書、不動産権利証書、契約書、遺言書)など
金銭管理サービス	日常的な金銭管理が難しい方に、金銭に関わるもののお手伝いをします。 ○日常生活に必要な預貯金の出し入れと本人への現金の受け渡し ○公共料金、家賃等の支払など
生活支援サービス	地域で自立し、安定した生活ができるように支援します。 ○定期訪問による見守り(声かけ、安否確認) ○福祉サービスの利用援助 ○福祉サービス等の利用状況の確認

サービスを利用できる人

○日常的な金銭管理や財産管理について、自己の判断で適切に行うことが困難である人のうち、次の全てに該当する人

- ①北九州市にお住まいであること
- ②認知症や成年である知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人
- ③この事業の利用に関する契約を締結する能力と利用の意思があると認められること
- ④親族等からの日常的な援助が望めないこと

※本事業の契約にあたっては、死亡解約となった際にお預かりしている財産を引取っていただく「保管財産引取人」を指定していただきます。

費用(自己負担額) ※費用(自己負担額)は改定となる場合があります。

○財産保管サービス

年額3,000円(生活保護受給者(世帯に属する人)は無料)

○金銭管理、生活支援サービス

1回1,000円(月4回まで)(生活保護受給者(世帯に属する人)は無料)

※金銭管理サービスに伴う、振込手数料等は利用者負担です。

金銭管理サービスと生活支援サービスは、同時に行います。

利用方法

○北九州市社会福祉協議会 権利擁護・市民後見センターにお申し込みください。お申し込みいただくと権利擁護・市民後見センターの専門員がお宅を訪問し、契約に必要な調査を行います。

○各区役所の高齢者・障害者相談コーナー(高齢者・障害者相談係)(裏表紙参照)、地域包括支援センターなどでもご相談に応じます。

問合せ	北九州市社会福祉協議会 権利擁護・市民後見センター「らいと」 (北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた3F)	電話 882-4914
-----	--	-------------

成年後見制度利用支援

判断能力が不十分な認知症高齢者等の権利や財産を守る「成年後見制度」の利用に係る相談に応じます。また、身寄りがない場合など当事者による法定後見制度利用の申立てが期待できない場合には、市長が審判の申立てを行います。

成年後見制度の概要

○成年後見制度とは、認知症などによる精神上的の障害が理由で判断能力が不十分な人(本人)に対し、成年後見人等を選任し、本人の意思を尊重しながら法的に援助する制度です。

○成年後見制度には、次の2つの種類があります。

- ①判断能力が不十分になる前に、将来自分の判断能力が不十分になった際に援助してもらおう後見人を前もって指定し、援助してもらおう内容についても前もって具体的に決めておく「任意後見制度」(制度の詳細は、公証役場にお尋ねください)

②判断能力が不十分になってから、家庭裁判所によって、援助者として成年後見人等が選任される「法定後見制度」

・法定後見制度は、本人の判断能力に応じて、次のように3つに区分されます。

区分	本人の判断能力	援助者
後見	ほとんどない	成年後見人
保佐	著しく不十分	保佐人
補助	不十分	補助人

・法定後見制度を利用するためには、家庭裁判所に申立てが必要です。

申立てができる人は、本人や配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長などです。

成年後見人等の申立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成について

○認知症や障害のある人で判断能力が不十分であり、一定の要件に該当する方に対し、成年後見制度の利用を支援するため申立てに係る費用や後見人等への報酬を助成しています。

【対象及び対象要件】

助成対象者	本人、親族及び市長が申立てを行った生活困窮者等
助成内容	本人、親族及び市長が申立てを行った審判請求費用及び後見人等報酬
後見人等報酬への助成の例外	(1) 被後見人の配偶者、直系血族及び四親等内の親族が選任された場合 (2) 市民後見人候補者名簿に記載されている者が選任された場合

「生活困窮者等」は、下記のいずれかに該当する人になります。

- (1) 生活保護受給者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者
- (3) その他、経済状況が前2号に準ずると認められる人
例：単身の場合、年間の収入見込みが150万円以下で、資産が350万円以下の人等

【助成の上限額について】

- (1) 後見等開始の審判請求費用・・・全額を助成
- (2) 後見人等の報酬費用
(施設入所中の場合) 月額18,000円以内
(その他在宅の場合等) 月額28,000円以内。

成年後見制度の利用に係る相談

○成年後見制度の利用に係る相談及び本人・親族申立てにかかる助成申請の相談

北九州市成年後見支援センター 電話 8 8 2 - 9 1 2 3

(北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた3F)

※相談は原則無料です。

○成年後見制度の申立て手続に係る相談

福岡家庭裁判所小倉支部家裁受付センター 電話 5 6 1 - 3 4 3 1

(北九州市小倉北区金田一丁目4-1)

※相談は無料です

問合せ	各地域包括支援センター、各区役所高齢者・障害者相談係	P.102・裏表紙参照
-----	----------------------------	-------------

北九州市成年後見支援センター（中核機関）

北九州市成年後見支援センターは、権利擁護に関わる地域連携ネットワークの中核機関として弁護士や司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、行政書士、税理士などの専門家が連携して、成年後見制度の利用を促進し、高齢の人や障害のある人が安心して暮らせるよう、成年後見制度に関する相談・支援を行います。

サービスの内容

○【相談時間】月曜日～金曜日 9：00～17：00（祝・休日、年末年始は除く）

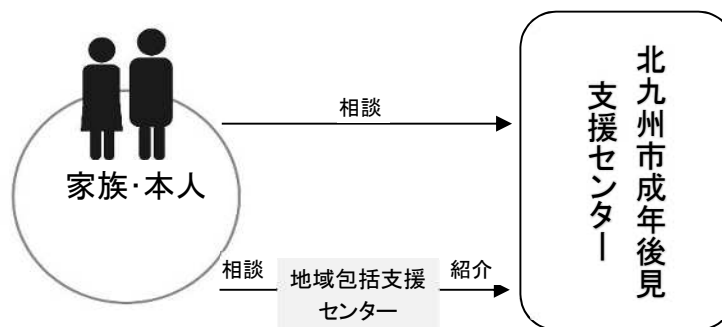
広報・啓発	成年後見制度周知・啓発のため、チラシの配布や出前講演などを行います。
制度の説明	<p>成年後見制度に関するさまざまな相談を受け付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○将来、判断能力が低下したときの財産管理や介護サービスについて ○認知症の家族が悪質業者にだまされ、高額な商品を買ったとき ○障害のある子どもの両親がいなくなった後のこと ○成年後見の手続きの方法を知りたい ○手続きの方法や必要書類、制度利用の対象についての説明 ○後見人等の業務に関する相談

費用（自己負担額）

相談は原則として無料です。

利用方法

北九州市成年後見支援センターにご連絡ください。



問合せ	北九州市成年後見支援センター (北九州市戸畑区汐井町 1-6 ウェルとばた 3F)	電話 882-9123
-----	--	-------------